

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）
整備・運営事業基本協定書（案）

※本協定書（案）は、現時点において想定される県及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者の提案内容及び認定計画提出者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

令和〇年〇月

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (事業遂行の指針)
- 第4条 (事業区域・事業内容及び手続等)
- 第5条 (認定計画提出者の役割分担等)
- 第6条 (事業日程)
- 第7条 (認定計画提出者による資金調達)
- 第8条 (認定公募設置等計画の変更)
- 第9条 (許認可及び届出等)
- 第10条 (整備に伴う各種調査)
- 第11条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第12条 (関係事業者との連携)
- 第13条 (公租公課)

第2章 公募対象公園施設の整備等

- 第14条 (公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)
- 第15条 (公募対象公園施設の設計)
- 第16条 (公園管理者による設計の変更)
- 第17条 (施工計画書等)
- 第18条 (工事責任者の設置)
- 第19条 (整備工事)
- 第20条 (第三者の使用)
- 第21条 (保険)
- 第22条 (公園管理者による説明及び立会いの要求)
- 第23条 (公園管理者による中間確認)
- 第24条 (認定計画提出者による完成検査)
- 第25条 (公園管理者による完了検査)
- 第26条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)
- 第27条 (工事期間の変更)
- 第28条 (工事の一時中止)
- 第29条 (工事中に第三者に与えた損害)
- 第30条 (許可の取消し等)

第3章 公募対象公園施設の管理・運営

- 第31条 (公募対象公園施設の設置管理許可等手続き)
- 第32条 (維持管理及び管理運営)
- 第33条 (公園管理者による評価)
- 第34条 (許可の更新)
- 第35条 (許可の取消し)
- 第36条 (変更許可申請)
- 第37条 (廃止許可申請)
- 第38条 (改善命令)
- 第39条 (第三者の使用)
- 第40条 (災害時の対応)
- 第41条 (原状回復)

第4章 特定公園施設の整備

- 第42条 (特定公園施設の設計)
- 第43条 (公園管理者による設計の変更)
- 第44条 (施工計画書等)
- 第45条 (工事責任者の設置)
- 第46条 (整備工事)
- 第47条 (第三者の使用)
- 第48条 (保険)
- 第49条 (公園管理者による説明及び立会いの要求)
- 第50条 (公園管理者による中間確認)
- 第51条 (認定計画提出者による完成検査)
- 第52条 (公園管理者による完了検査)
- 第53条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)
- 第54条 (工事期間の変更)
- 第55条 (工事の一時中止)
- 第56条 (工事中に第三者に与えた損害)
- 第57条 (許可の取消し等)

第5章 特定公園施設の引渡し

- 第58条 (所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)
- 第59条 (瑕疵担保)

第6章 特定公園施設の管理運営

- 第60条 (指定管理者による特定公園施設の管理運営)

第7章 不可抗力による損害等

- 第61条 (不可抗力による損害等)
- 第62条 (不可抗力による協定の解除)
- 第63条 (法令等の変更)
- 第64条 (法令等の変更による損害等)
- 第65条 (法令等の変更による協定解除)

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第66条 (認定計画提出者の遵守事項)
- 第67条 (維持管理・運営等)
- 第68条 (安全対策及び事故等への対応)
- 第69条 (行為の制限)
- 第70条 (私権の制限)
- 第71条 (事業の調査等)
- 第72条 (委託の禁止等)

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第73条 (事業の報告及び評価)
- 第74条 (事業内容の変更、一時中止等)
- 第75条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第10章 事業期間及び協定の解除

- 第76条 (事業期間)
- 第77条 (認定公募設置等計画の有効期間)

- 第 7 8 条 (公園管理者による協定の解除等)
- 第 7 9 条 (適正な事業の継続が困難となった場合の措置)
- 第 8 0 条 (認定公募設置等計画の認定取消し)
- 第 8 1 条 (協定の解除等の公表)
- 第 8 2 条 (損害賠償等)

第 1 1 章 事業破綻時の措置

- 第 8 3 条 (事業破綻時の措置)

第 1 2 章 その他

- 第 8 4 条 (重要事項の変更の届出)
- 第 8 5 条 (著作権の使用)
- 第 8 6 条 (特許権等の使用)
- 第 8 7 条 (協定上の地位の譲渡)
- 第 8 8 条 (秘密保持)
- 第 8 9 条 (計算単位等)
- 第 9 0 条 (通知先)
- 第 9 1 条 (準拠法)
- 第 9 2 条 (管轄裁判所)
- 第 9 3 条 (補則)

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）民間活力導入事業（以下「本事業」という。）の認定計画提出者である〇〇（以下「乙」という。）とは、本事業の実施に関し必要な事項を定めるため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）並びに関係法令等の定めるところに従い、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）整備・運営事業公募設置等指針（以下「公募設置等指針」という。）を受けて乙が提案し甲が認定した公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、公募設置等指針において使用する用語の例による。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、甲と協議を行った上で双方合意のもと遂行するものとする。

2 本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募設置等指針、認定公募設置等計画の順に、その解釈が優先されるものとする。

（事業区域・事業内容及び手続等）

第4条 乙は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）（以下「日本海エリア」という。）の別図に示す事業区域（以下「事業区域」という。）において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本基本協定書の中の「本事業」とは、これらの一連の業務全てをいう。

- （1）公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- （2）特定公園施設の整備及び甲への引渡し

（認定計画提出者の役割分担等）

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施しなければならない。

業務名	担当法人
公募対象公園施設の整備	〇〇
公募対象公園施設の管理運営	〇〇
特定公園施設の整備	〇〇

- 2 乙が前項の担当法人を変更する場合は、予め甲の書面による承諾を得るものとする。
- 3 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

（事業日程）

第6条 本事業は、次の日程に従って実施することとする。

- （1）公募対象公園施設完成予定日 : 令和8年3月31日
- （2）特定公園施設完成予定日 : 令和8年3月31日
- （3）特定公園施設引渡予定日 : 令和8年3月31日

(4) 公募対象公園施設管理運營業務開始予定日 : 令和8年4月1日

(認定計画提出者による資金調達)

第7条 本事業の実施に関し、乙が必要とする資金調達は全て乙の責任において行い、本業務の実施に関する一切の費用は、本協定及び公募設置等指針で特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担する。

(認定公募設置等計画の変更)

第8条 乙は、認定公募設置等計画を変更する必要がある場合、甲に変更の認定の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

2 甲及び乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請、届出等は、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請、届出等についてはこの限りではない。

2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請、届出等に必要な資料の提出その他の甲が必要と判断する事項について協力するものとする。

4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請、届出等に必要な資料の提出その他の甲が必要と判断する事項について協力するものとする。

(整備に伴う各種調査)

第10条 乙は、本事業に必要な測量、地質調査その他の調査を自己の責任と費用負担において行うものとする。

2 乙は前項の調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、本事業の実施にあたり、近隣住民に周知し、必要に応じて説明を行うこと。また、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音、振動、交通渋滞、水質汚濁及び地盤沈下等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、日本海エリア及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(公租公課)

第13条 本事業に関して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設の整備等

(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

第14条 公募対象公園施設の整備業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）は乙が負担する。

2 本事業において、乙が新たに設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(公募対象公園施設の設計)

- 第15条 乙は、本協定締結後速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。
- 2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書（設計図及び仕様書をいう。以下同じ。）を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、提出された設計図書を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(公園管理者による設計の変更)

- 第16条 甲は、前条の設計図書について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。
- 2 乙は、前項の規定により設計図書を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、その費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書に法令等の違反、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画との相違、もしくはその他の不備があることによる場合、乙が当該費用の一切を負担するものとする。

(施工計画書等)

- 第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書（公募対象公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。以下同じ。）を作成し、甲に提出するものとする。公募対象公園施設の完成予定日及び管理運営業務開始日は、第6条に定める事業日程のとおりとするが、やむを得ない場合には甲と乙との協議により整備工事完了期限の延長を認めることができるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認める場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

- 第18条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営及び監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第19条 乙は、第15条に定める設計図書及び第17条に定める施工計画書に基づき、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。
- 2 やむを得ない事情により、工事内容及び工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に協議し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事着手届を甲に提出しなければならない。

(第三者の使用)

- 第20条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

- 第21条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって、自己の責任及び費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険

契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

第22条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書及び施工計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその費用負担で是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第23条 甲は、公募対象公園施設の工事内容が設計図書及び施工計画書と逸脱がないかなど、工事期間中に施工状況の確認を行うことができるものとし、逸脱が生じている場合は、乙に対して、乙の費用負担で是正を求めることができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(認定計画提出者による完成検査)

第24条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。
また、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、公募対象公園施設の完成検査の結果を、書面にて、甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、完成検査日から1週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

第25条 甲は、工事完成後、乙の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 乙は、完了検査に際し、完成図書を甲に提出しなければならない。
- 3 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対して、乙の費用負担で是正を求めることができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。また、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第26条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第27条 乙は、やむを得ない事由により、第17条の施工計画書に記載される工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を申し出ることができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由なく第1項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合で、乙に増加費用及び損害が生じるときは、当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第29条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第30条 甲において、公募対象公園施設の整備の水準が、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、甲は乙に対して、乙の費用負担で是正を指示することができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。また、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

2 甲が前項の是正指示を行ったにもかかわらず、乙が正当な理由なく是正を行わないときは、甲は乙の許可の取消し及び工事の中止、乙の費用負担での公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の除却等を指示することができる。それでもなお、乙が甲の指示に従わない場合には、甲は自ら公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却等を行うことができ、これにかかる費用は乙が負担するものとする。

第3章 公募対象公園施設の管理・運営

(公募対象公園施設の設置管理許可等手続)

第31条 乙は、公募対象公園施設の工事に着手する前に、設置管理許可の申請書を提出し、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、前項の許可の取得後、速やかに公募対象公園施設の工事に着手しなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設の供用開始日前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ア 運営方針
- イ 運営形態
- ウ 安全対策（防火・防犯・防災等）
- エ 環境対策（騒音・振動対策等）

(2) 年間維持管理計画

- ア 維持管理方針
- イ 清掃等美観の保持
- ウ 建築物、設備等保守及び消防点検等
- エ 巡視及び点検
- オ 警備及び巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 収支計画

(6) その他良好な管理運営に関すること

(7) 事業内容の報告（第34条に定める更新申請時のみ）

- ア 上記（1）から（6）までにに関する実施状況
- イ 施設の状況
- ウ 資金調達計画の実施状況
- エ 事業収支計画の実施状況

4 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

5 乙は、鳥取県都市公園条例に基づき、本条の許可に係る土地等の使用料（以下「使用料」という。）を甲に納付しなければならない。

6 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを第78条の甲乙間の信頼関係が失わ

れた事由とすることができる。

(維持管理及び管理運営)

第32条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(公園管理者による評価)

第33条 甲は、第31条第3項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び管理運営状況について、次の各号に掲げる事項につき、評価を実施するものとする。この場合において、当該評価の時期及び方法は別途締結する鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の管理運営に関する協定書（以下「管理運営に関する協定書」という。）に基づく指定管理施設の評価の時期及び方法に準じるものとする。

- (1) 公募対象公園施設管理運営計画書や本事業の趣旨に沿い、本協定に即した事業内容が展開されているか。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備がないか。

(許可の更新)

第34条 乙は、第31条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第73条第3項に定める事業評価等により、乙の管理運営又は維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。ただし、許可の期間は第77条に定める認定公募設置等計画の有効期間を上限とする。

- 2 乙は、都市公園法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第73条第3項に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

第35条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合においては、第31条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法及び関係法令の規定に従うものとする。

- 3 甲は、乙が都市公園法及び関係法令又は許可条件に違反した場合には、第31条の許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じて、甲はその補償を行わないものとする。

(変更許可申請)

第36条 乙が、第31条第1項に基づく設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画及び公募対象公園施設管理運営計画を変更した上で、管理運営を行うものとする。

(廃止許可申請)

第37条 乙が、第31条第1項に基づく設置管理を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(改善命令)

第38条 甲は、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。

(第三者の使用)

第39条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設を第三者に使用させる場合は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約に基づき使用させるものとし、当該定期建物賃貸借契約の内容について、事前に甲の承認を取得した上で、次の各号に掲げる措置をとるものとする。なお、乙は、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 賃借人に本協定の規定、設置管理許可の条件その他関係法令等を遵守させること。
- (2) 甲が本事業に関する許認可等（設置管理許可を含む。）を取り消した場合、又は国、地方公共団体若しくは公共的団体によって、公募対象公園施設を公共又は公共の用に供する必要が生じた場合には、当該定期建物賃貸借契約の期間内であっても、速やかに賃借人との当該定期建物賃貸借契約を解除すること。
- (3) 賃借人が転貸を行うことを禁止すること。また、賃借人が当該定期建物賃貸借契約によって生ずる権利義務又は契約上の地位を第三者へ譲渡又は担保に供することを禁止すること。
- (4) 乙と賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。

(災害時の対応)

第40条 乙は、本事業の実施にあたり、事故及び災害等に対応するための体制を整備し、その体制について、書面により甲に報告するものとする。

- 2 本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。
- 3 甲は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとする。

(原状回復)

第41条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日後速やかに、公募対象公園施設の事業区域及び乙の責めにより汚損又は破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日又は本協定の解除日から甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者等（以下「新たな事業者等」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。また、認定計画提出者が実施したインフラ整備等については、甲との協議の上公園施設として活用できると判断したものについては甲に寄付することができるものとする。

- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

- 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書により、新たな事業者等に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者等が事業に着手するまでに、文書等により誠実に引継ぎを行わなければならない。

第4章 特定公園施設の設計・整備

(特定公園施設の設計)

第42条 乙は、本協定締結後速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、提出された設計図書を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(公園管理者による設計の変更)

第43条 甲は、前条第2項の設計図書について審査し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

- 第44条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書（特定公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。以下同じ。）を作成し、甲に提出するものとする。特定公園施設の完成予定日及び引渡し予定日は、第6条に定める事業日程のとおりとするが、やむを得ない場合には甲と乙との協議により整備工事完了期限の延長を認めることができるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認める場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第45条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営及び監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第46条 乙は、第42条に定める設計図書及び第44条に定める施工計画書に基づき、特定公園施設の整備工事を行うものとする。
- 2 乙は、整備工事を着手するにあたり、設置管理許可の申請書を提出し、甲の許可を得た後、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。やむを得ない事情により、工事内容・工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に協議し、甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、特定公園施設の工事着手前に、工事着手届を甲に提出しなければならない。

(第三者の使用)

- 第47条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に

関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

(保険)

第48条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって自己の責任及び費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

第49条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書及び施工計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその費用負担で是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第50条 甲は、特定公園施設の工事内容が設計図書及び施工計画書と逸脱がないかなど、工事期間中に施工状況の確認を行うことができるものとし、逸脱が生じている場合は、乙に対して、乙の費用負担で是正を指示することができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(認定計画提出者による完成検査)

第51条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。また、特定公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、特定公園施設の完成検査の結果を、書面にて、甲に報告しなければならない。

4 乙は、完成検査日から1週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

第52条 甲は、工事完成后、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査に際し、完成図書を甲に提出しなければならない。

3 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対して、乙の費用負担で是正を指示することができ、乙は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。また、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第53条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第54条 乙は、やむを得ない事由により、第43条に定める施工計画書等に記載される工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を申し出ることができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第55条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由なく第1項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合で、乙に増加費用及び損害が生じるときは、当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第56条 乙が特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第57条 甲において、特定公園施設の整備の水準が、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断した場合、甲は乙に対して、乙の費用負担で是正を指示することができる。乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。また、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

- 2 甲が前項の是正指示を行ったにもかかわらず、乙が正当な理由なく是正を行わないときは、甲は乙の許可の取消し及び工事の中止、乙の費用負担での公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の除却等を指示することができる。それでもなお、乙が甲の指示に従わない場合には、甲は自ら公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却等を行うことができ、これにかかる費用は乙が負担するものとする。

第5章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第58条 乙は、第52条第1項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、甲乙協議の上、甲に対して、特定公園施設を無償で引き渡すこととする。なお、引渡しをもって、当該特定公園施設の所有権及び財産権は乙から甲へ移転するものとする。

- 2 乙は特定公園施設の引渡し後速やかに、工事完成図及び必要書類等を甲に提出するものとする。

(瑕疵担保)

第59条 甲は、特定公園施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要求するときは、損害の賠償のみを請求することができる。

第6章 特定公園施設の管理運営

(指定管理者による特定公園施設の管理運営)

第60条 特定公園施設の管理運営は、鳥取県都市公園条例及び管理運営に関する協定書に従って、乙が指定管理者として行うものとする。

第7章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

第61条 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他甲又は乙のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象をいう。以下同じ。)により、財産権を有する物

件、物品等が被害を受け、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 協定期間中の甲乙の責任分担は別表のとおりとする。なお、別表に定めるもの及び本協定に別段の定めがあるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

(不可抗力による協定の解除)

第62条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第31条第1項に基づく設置管理許可は終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更)

第63条 甲と乙は、本協定の締結後、法令等が変更されたことにより、本協定の履行が困難になった場合、対応について協議を行うものとする。

(法令等の変更による損害等)

第64条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙は、甲乙協議の上、負担区分を決定し、当該増加費用及び損害を甲に対し求償することができる。

(法令等の変更による協定解除)

第65条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第62条の例による。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(認定計画提出者の遵守事項)

第66条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

- 2 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、施工計画書、公募対象公園施設管理運営計画書及び設置管理許可の際に付された許可条件その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるものとする。
- 3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承諾させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しな

ければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(維持管理・運営等)

第67条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設の清掃、維持管理及び運営を行う。

2 乙が所有する公募対象公園施設が汚損又は破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講ずるものとする。

3 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。

4 乙は、公募対象公園施設において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第68条 乙は、本公園や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。

2 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(行為の制限)

第69条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設において、次に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせることはできない。

(1) 都市公園法、同施行令(昭和31年政令第290号)、同施行規則(昭和31年建設省令第30号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第119号)、鳥取県都市公園条例、鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)、鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)、鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)、同施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)、同施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)、鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)その他の関係法令等に逸脱する行為

(2) 政治的又は宗教的な目的による勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する営業

(4) 青少年等に有害な影響を与える物販及びサービス提供等

(5) 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者の活動

(7) 上記の他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第70条 乙は、本協定に基づく権利及び許可等に基づく権利について、第三者に譲渡若しくは転

貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、乙が維持・管理運営する公募対象公園施設について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡若しくは移転等し、又は担保に供することはできない。ただし、都市公園法第5条の8に規定する権原の取得については、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

（事業の調査等）

- 第71条 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

（委託の禁止等）

- 第72条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。
- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等事業の主たる部分を除く。）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
 - （3）鳥取県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納が生じたとき
 - （4）暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

（事業の報告及び評価）

- 第73条 乙は、公募対象公園施設管理運営計画書に基づく、管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。
- 2 乙は、前項に定める事業報告書とともに、最新の財務諸表を甲へ提出しなければならない
 - 3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
 - （1）事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
 - （2）公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - （3）公募対象公園施設の維持管理が適切に行われていたか。

- (4) 安定的及び継続的に事業を継続できる状況であるか。
- (5) その他日本海エリアの魅力向上等に貢献していたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第74条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が本協定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第75条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第10章 事業期間及び協定の解除

(事業期間)

第76条 本協定の事業期間は、本協定の締結日から効力を生じ、〇〇年3月31日をもって終了する。ただし、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、本協定は、その時点において終了する。

- 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途乙に通知しなければならない。
 - (1) 設置管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置管理許可を更新しない場合
 - (3) 本事業を途中で中止する場合

(認定公募設置等計画の有効期間)

第77条 認定公募設置等計画の有効期間は、公募設置等計画の認定日から〇〇年3月31日までとする。

(公園管理者による協定の解除等)

第78条 甲は、第73条第3項による事業評価において事業継続が不可能と判断された場合のほか、設置管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 管理運営に関する協定書に基づく協定が解除された場合
- (2) 乙が、本協定、第31条の規定による許可の際に付された許可条件その他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (3) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を

受けた場合

(7) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合

(8) 乙又はその構成法人が、暴力団員等であることが判明した場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(適正な事業の継続が困難となった場合の措置)

第79条 乙は、適正な事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。前述の場合、甲は乙に対して管理業務又は経理の状況に関し必要な説明若しくは追加の報告を求め、実地について調査し、又は期間を定めて改善策の提出及び実施その他の必要な指示をすることができる。

2 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により適正な事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、事業の継続の可否について協議する。

(認定公募設置等計画の認定の取消し)

第80条 甲は、第76条第2項に基づき事業期間を終了した場合、又は第78条若しくは第79条に基づき本協定を解除した場合、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(協定の解除等の公表)

第81条 甲は、第74条第3項に基づき本事業の内容の変更若しくは一時中止を指示した場合、又は第78条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

2 前項の場合において、第78条第1項第8号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

(損害賠償等)

第82条 甲が第79条第1項により本協定を解除した場合その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被るおそれのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第11章 事業破綻時の措置

(事業破綻時の措置)

第83条 乙は、第76条の事業期間中に本事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、甲の承諾を受け、別の民間事業者等に本事業を承継させることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく本事業の承継をしない場合は、第41条の規定に基づく原状回復をしなければならない。

第12章 その他

(重要事項の変更の届出)

第84条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の名称を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

(著作権の使用)

第85条 甲は、設計図書について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第20条第1項又は第21条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
- （1）成果物又は公募対象公園施設及び特定公園施設の内容を公表すること。
 - （2）公募対象公園施設及び特定公園施設の完成、増築、改築及び修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変及び翻案その他の修正をすること。
 - （3）公募対象公園施設及び特定公園施設を写真、模型及び絵画その他の媒体により表現すること。
 - （4）公募対象公園施設及び特定公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （1）設計図書を公表すること。
 - （2）設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（特許権等の使用）

第86条 乙は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

（協定上の地位の譲渡）

第87条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第88条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- （1）開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- （2）開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- （3）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（計算単位等）

第89条 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

（通知先）

第90条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称及び所在地宛になされるものとする。

（準拠法）

第91条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第92条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟、訴訟及び調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(補則)

第93条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和○年○月○日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県
 鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 ○○○○

代表者 住所
 法人名
 代表者職氏名

構成員 住所
 法人名
 代表者職氏名

甲と乙の責任の分担

県及び県が都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者（以下「認定計画提出者」という。）の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任欄に○印の付いた者が負うものとする。

項 目		責 任	
		県	認定計画提出者
維持管理	認定計画を実施するために必要な資金の調達		○
	公募対象公園施設の提供サービス水準の維持		○
	公募対象公園施設の維持管理コストの増減への対応		○
	事故・火災等による施設の損傷への対応（県の責めによるものを除く）		○
	認定計画の実施に係る損害賠償		○
	公募対象公園施設の修繕		○
関連法制度の改正	公募対象公園施設の整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす変更への対応	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象をいう。以下同じ。）に伴う公募対象公園施設の復旧		○
	不可抗力に伴う公募対象公園施設の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○
施設の利用者等への損害賠償	公募対象公園施設の設置、管理上のかしがあるもの		○
	損害賠償に備えた保険への加入		○
火災保険（建物）の加入	認定計画提出者が建物を新設する場合		○
	県が設置した建物内に認定計画提出者が公募対象公園施設を設ける場合	協議事項	
包括的管理責任			○